

鹿 児 島 県 公 報

令 和 6 年 7 月 9 日 (火) 第 530 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示		
○県税の申告等期限の指定	(税務課取扱い)	1
○指定納付受託者の指定	(青少年男女共同参画課取扱い)	1
○漁業法に基づく鹿児島県資源管理方針の変更	(水産振興課取扱い)	2
○土地改良区の役員の就退任の届出 (3件)	(農地整備課取扱い)	2
○公共測量の実施	(監理課取扱い)	4
公 告		
○一般競争入札公告	(免許管理課取扱い)	4
公 安 委 員 会 告 示		
○遊技機の型式の検定の告示	(生活安全企画課取扱い)	7
雑 報		
○令和6年度行政書士試験公告	(一般財団法人行政書士試験研究センター取扱い)	7

告 示

鹿児島県告示第527号

鹿児島県税条例（昭和38年鹿児島県条例第23号。以下「条例」という。）第14条第2項の規定により、令和6年2月9日鹿児島県告示第84号（県税の申告等期限の延長）において別に告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るものについては、地方税法（昭和25年法律第226号）又は条例に定める申告、申請、請求、届出その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限が、令和6年1月1日から令和6年7月30日までの間に到来するものについて、令和6年7月31日とする。

令和6年7月9日

鹿児島県知事 塩田康一

指定地域

富山県並びに石川県のうち金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、能美郡川北町、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡宝達志水町及び鹿島郡中能登町

鹿児島県告示第528号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和6年7月9日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
株式会社鹿児島カード
鹿児島市泉町3番3号
- 2 指定納付受託者を指定した日

令和 6 年 4 月 1 日

- 3 指定納付受託者に納付させる歳入
かごしま県民交流センター施設使用料及び設備使用料
- 4 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

鹿児島県告示第 529 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 14 条第 9 項の規定により，鹿児島県資源管理方針を別冊のとおり変更した。

令和 6 年 7 月 9 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示 530 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により，南薩土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和 6 年 7 月 9 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 就任した役員の氏名及び住所
監事 本木下裕一 南九州市穎娃町牧之内 3020 番地
(任期 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 7 月 22 日まで)
- 2 退任した役員の氏名及び住所
監事 川畑 雅樹 南九州市穎娃町別府 395 番地

鹿児島県告示 531 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により，徳之島用水土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和 6 年 7 月 9 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 就任した役員の氏名及び住所
理事 宮永 誠 大島郡伊仙町目手久 349 番地 1
理事 田原 廣秀 大島郡天城町瀬滝 998 番地 1
理事 牧 徳久 大島郡伊仙町小島 98 番地 2
理事 麓 福太郎 大島郡天城町松原 1981 番地 2
理事 上岡 弘明 大島郡天城町浅間 805 番地
理事 中山 浩助 大島郡天城町西阿木名 486 番地 4
理事 中磯 朋美 大島郡天城町兼久 1253 番地
理事 福 鋭山 大島郡徳之島町亀津 3177 番地 4
理事 白山 明 大島郡徳之島町亀津 1113 番地
理事 清山 勝志 大島郡徳之島町亀津 719 番地 69
理事 為島 良一 大島郡徳之島町母間 3477 番地
理事 當 志乃 大島郡徳之島町亀津 4941 番地
理事 町 彰雄 大島郡伊仙町面縄 326 番地
理事 清水喜玖男 大島郡伊仙町崎原 595 番地
理事 南郷由希子 大島郡伊仙町犬田布 1267 番地 4
理事 森田 弘光 大島郡天城町松原 530 番地 2
理事 大久保 明 大島郡伊仙町伊仙 2077 番地
理事 高岡 秀規 大島郡徳之島町亀津 980 番地
監事 秋田 浩平 大島郡天城町兼久 1376 番地 1
監事 保岡 盛寿 大島郡徳之島町花徳 2589 番地 2
監事 元田 健視 大島郡伊仙町喜念 1518 番地 2

- 監事 宮山 浩 大島郡天城町岡前601番地28
 (任期 令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31日まで)
- 2 退任した役員の氏名及び住所
- 理事 宮永 誠 大島郡伊仙町目手久349番地 1
 理事 田原 廣秀 大島郡天城町瀬滝998番地 1
 理事 牧 徳久 大島郡伊仙町小島98番地 2
 理事 麓 福太郎 大島郡天城町松原1981番地 2
 理事 上岡 弘明 大島郡天城町浅間805番地
 理事 仲 公男 大島郡天城町西阿木名571番地
 理事 竹田 邦男 大島郡天城町岡前1907番地 5
 理事 福 鋭山 大島郡徳之島町亀津3177番地 4
 理事 白山 明 大島郡徳之島町亀津1113番地
 理事 川上 福良 大島郡徳之島町下久志123番地 3
 理事 為島 良一 大島郡徳之島町母間3477番地
 理事 長井 満 大島郡徳之島町山1902番地14
 理事 谷村 清次 大島郡伊仙町木之香268番地
 理事 町 彰雄 大島郡伊仙町面縄326番地
 理事 清水喜玖男 大島郡伊仙町崎原595番地
 理事 森田 弘光 大島郡天城町松原530番地 2
 理事 大久保 明 大島郡伊仙町伊仙2077番地
 理事 高岡 秀規 大島郡徳之島町亀津980番地
 監事 秋田 浩平 大島郡天城町兼久1376番地 1
 監事 保岡 盛寿 大島郡徳之島町花徳2589番地 2
 監事 佐藤 光利 大島郡伊仙町犬田布295番地 1
 監事 山田 悦和 大島郡天城町松原1972番地

鹿児島県告示第532号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により，沖永良部土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和 6 年 7 月 9 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 就任した役員の氏名及び住所
- 理事 東 弘明 大島郡和泊町大字国頭2001番地
 理事 伊村 達児 大島郡和泊町大字和泊360番地 5
 理事 大屋 富茂 大島郡和泊町大字西原866番地 1
 理事 大南 正彦 大島郡和泊町大字大城78番地 1
 理事 池田 哲勇 大島郡和泊町大字和泊391番地 1
 理事 亘 孝幸 大島郡和泊町大字仁志252番地 3
 理事 伊集院周克 大島郡和泊町大字手々知名1146番地 1
 理事 川野 兼一 大島郡知名町大字瀬利覚2270番地 2
 理事 栄 照和 大島郡知名町大字正名140番地 3
 理事 新納善八郎 大島郡知名町大字田皆3673番地 1
 理事 中山 鉄馬 大島郡知名町大字芦清良2175番地 2
 理事 山元 博文 大島郡和泊町大字手々知名525番地 2
 理事 下田 浩治 大島郡知名町大字久志検1105番地 1
 監事 山下 英雄 大島郡和泊町大字根折1047番地 2
 監事 福永 勝人 大島郡知名町大字住吉2473番地 6
 監事 先山 直喜 大島郡和泊町大字喜美留1610番地 3
 監事 福川 勝久 大島郡知名町大字芦清良2184番地 1
 (任期 令和 6 年 4 月 1 日から令和10年 3 月 31日まで)

2 退任した役員の氏名及び住所

理事	通村 幸吉	大島郡和泊町大字国頭2288番地
理事	伊村 達児	大島郡和泊町大字和泊360番地 5
理事	北野 哲也	大島郡和泊町大字西原1114番地
理事	皆吉 泰智	大島郡和泊町大字皆川585番地
理事	沖田 久	大島郡和泊町大字和1054番地
理事	大福 勇	大島郡和泊町大字永嶺694番地
理事	上山 富秀	大島郡和泊町大字出花846番地 3
理事	河田 兼彦	大島郡知名町大字上平川71番地
理事	西田 安村	大島郡知名町大字正名104番地 2
理事	池 幸次郎	大島郡知名町大字屋者19番地
理事	山田 正巳	大島郡知名町大字田皆345番地
理事	山元 博文	大島郡和泊町大字手々知名525番地 2
理事	下田 浩治	大島郡知名町大字久志検1105番地 1
監事	山下 英雄	大島郡和泊町大字根折1047番地 2
監事	川野 兼一	大島郡知名町大字瀬利覚2270番地 2
監事	亘 和也	大島郡和泊町大字仁志247番地
監事	有川 薫温	大島郡知名町大字知名312番地 2

鹿児島県告示第533号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、熊本防衛支局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年7月9日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（用地測量）
- 2 作業の期間 令和6年7月10日から同年9月30日まで
- 3 作業の地域 瀬戸内分屯地

公 告

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の借入れについて、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和6年7月9日

鹿児島県警察本部免許管理課長 邊土名朝広

1 入札に付する事項

- (1) 借入れをする物品等の名称及び数量
運転者管理システムマイナンバー対応自動受付機の賃貸借 一式
- (2) 借入れをする物品等の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
令和6年12月27日
- (4) 納入場所
入札説明書による。
- (5) 借入期間
令和7年1月1日から令和11年12月31日まで

なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 本装置で使用するソフトウェア及びハードウェアの候補となる機器等についてはその機器等リストを、システムの開発、保守・運用及び当該システムで扱われるデータの管理・処理の役務については役務リストを提出し、承認を受けた者であること。
- (4) 納入しようとする物品の機能等証明書を提出し、承認を受けた者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和6年7月9日から同月26日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵便による入札書の提出場所

鹿児島県警察本部免許管理課
鹿児島市南栄五丁目1番2号 郵便番号 891-0122

(3) 郵便による入札書の提出方法

(2)の提出場所に配達を証明することができる郵便又は信書便により送付すること。

(4) 郵便による入札書の提出期限

令和6年9月5日午後5時15分必着

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和6年9月9日午前11時
イ 場所 鹿児島県警察本部免許管理課会議室（交通安全教育センター2階）

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書

による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ア) 交付場所 (2)に同じ。

(イ) 交付期限 令和 6 年 7 月 31 日午後 5 時 15 分

5 契約条項を示す場所及び期限

4 の(2)及び(6)のイの(イ)に同じ。

6 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県（鹿児島県警察本部免許管理課長）を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県（鹿児島県警察本部免許管理課長）を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県警察本部免許管理課会計係

鹿児島市南栄五丁目1番2号 郵便番号 891-0122

電話番号 099-266-0111（内線210）

ファックス番号 099-266-5495

13 その他

この調達は、世界貿易機関 (W T O) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

14 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:
My Number supported automatic reception machine for driver management system:1Set
- (2) DELIVERY PERIOD:
As shown in the tender documentation
- (3) DELIVERY PLACE:
As shown in the tender documentation
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER BY MAIL:
5:15 p.m. 5 September 2024
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
License management Division
Kagoshima Prefectural Police Headquarters
5-1-2 Nanei, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 891-0122 Japan
TEL 099-266-0111 (ext.210)
FAX 099-266-5495

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第80号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和23年法律第122号) 第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則 (昭和60年国家公安委員会規則第4号) 第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 6 年 7 月 9 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	PメイドインアビスMR	株式会社メーシー	3P1657
ぱちんこ遊技機	P弾球黙示録カイジ沼5V2A	株式会社高尾	410199
ぱちんこ遊技機	P中森明菜・歌姫伝説愛KD-N S	株式会社ディ・ライト	4P0108
ぱちんこ遊技機	P中森明菜・歌姫伝説楽KD-K T	株式会社ディ・ライト	4P0348
ぱちんこ遊技機	P攻殻機動隊SAC_2045L TH-TS	株式会社ディ・ライト	410306
回胴式遊技機	Lかぐや様は告らせたいjA	株式会社ジェイビー	4S0464

雑 報

令和 6 年度行政書士試験公告

行政書士法 (昭和26年法律第4号) 第4条第1項の規定による鹿児島県知事の委任に係る令和6年度行政書士試験を次のとおり実施する。

令和 6 年 7 月 9 日

一般財団法人行政書士試験研究センター理事長 望月達史

- 1 試験の期日
令和 6 年 11 月 10 日 (日) 午後 1 時から午後 4 時まで
- 2 試験の場所
 - (1) 鹿児島県建設センター (鹿児島市鴨池新町 6 番 10 号)
 - (2) 鹿児島県市町村自治会館 (鹿児島市鴨池新町 7 番 4 号)
- 3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

試 験 科 目	内 容 等
行政書士の業務に関し必要な法令等 (出題数 46題)	憲法, 行政法 (行政法の一般的な法理論, 行政手続法, 行政不服審査法, 行政事件訴訟法, 国家賠償法及び地方自治法を中心とする。), 民法, 商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し, 法令については, 令和 6 年 4 月 1 日現在施行されている法令に関して出題する。
行政書士の業務に関し必要な基礎知識 (出題数 14題)	一般知識, 行政書士法等行政書士業務と密接に関連する諸法令, 情報通信・個人情報保護及び文章理解の中からそれぞれ出題し, 法令については, 令和 6 年 4 月 1 日現在施行されている法令に関して出題する。

(2) 試験の方法

ア 試験は, 筆記試験により行う。

イ 出題の形式は, 「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式, 「行政書士の業務に関し必要な基礎知識」は択一式により行う。

* 記述式は, 40字程度で記述するものを出題する。

4 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間

令和 6 年 7 月 29 日 (月) から同年 8 月 30 日 (金) まで

イ 受付場所

一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

受験願書と試験案内が入っていた封筒により簡易書留郵便で郵送すること。令和 6 年 8 月 30 日 (金) の消印があるものまで受け付ける。

ウ 提出書類

受験願書 (顔写真貼付, 受付郵便局の日付印のある振替払込受付証明書の貼付があるもの)

エ 受験手数料

(ア) 10,400円 (払込み方法については, 試験案内に掲載する。なお, 払込みに要する費用は, 受験申込者の負担となる。)

(イ) 一旦払い込まれた受験手数料は, 原則として返還しない。

オ 試験案内及び受験願書の配布方法, 配布期間及び配布場所

次に掲げる場所において, 令和 6 年 7 月 29 日 (月) から同年 8 月 30 日 (金) までの間, 配布する。なお, 郵送を希望する場合は, 住所, 氏名及び郵便番号記載の返信用封筒 (角形 2 号: 横 240mm, 縦 332mm, A 4 サイズの用紙が折らずに入る大きさ) に, 郵便切手 140 円分を貼付し, 一般財団法人行政書士試験研究センター試験課 (請求宛先: 郵便番号 252-0299 日本郵便株式会社 相模原郵便局留) 又は鹿児島県総務部市町村課 (請求宛先: 郵便番号 890-8577 鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号) へ郵便で請求すること (令和 6 年 8 月 23 日 (金) までに必着のこと。)

(ア) 一般財団法人行政書士試験研究センター

(イ) 鹿児島県総務部市町村課

(ウ) 鹿児島地域振興局総務企画部総務企画課 (鹿児島市小川町 3 番 56 号)

(エ) 南薩地域振興局総務企画部総務企画課 (南さつま市加世田東本町 8 番地 13)

(オ) 北薩地域振興局総務企画部総務企画課 (薩摩川内市神田町 1 番 22 号)

(カ) 始良・伊佐地域振興局総務企画部総務企画課 (始良市加治木町諏訪町 12 番地)

(キ) 大隅地域振興局総務企画部総務企画課 (鹿屋市打馬二丁目 16 番 6 号)

(ク) 熊毛支庁総務企画部総務企画課 (西之表市西之表 7590 番地)

(ケ) 大島支庁総務企画部総務企画課 (奄美市名瀬永田町 17 番 3 号)

(コ) 鹿児島県行政書士会 (鹿児島市与次郎二丁目 4 番 35 号 K S C 鴨池ビル 202 号室)

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受付期間

令和6年7月29日（月）午前9時から同年8月27日（火）午後5時まで

(ア) インターネットによる受験申込みは、令和6年8月27日（火）午後5時で終了する。

午後5時までに入力を完了していないと、申込みができなくなるので注意すること。

(イ) この期間におけるインターネットによる受験申込みは24時間利用可能である。入力方法等手続の詳細については、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ (<https://gyosei-shiken.or.jp>) にアクセスし、確認すること。

イ 受験手数料の払込み

(ア) 受験手数料（10,400円）は、クレジットカード（受験申込者本人名義のものに限る。）又はコンビニエンスストアで払い込むこと。なお、払込みに要する費用は、受験申込者の負担となる。

(イ) 利用できるクレジットカード

V I S A, M a s t e r, J C B, アメリカーン・エクスプレス, D i n e r s

(ウ) 利用できるコンビニエンスストア

セブン-イレブン, ローソン, ローソン・スリーエフ, ファミリーマート, セイコーマート, ミニストップ, デイリーヤマザキ, ヤマザキデイリーストア, ニューヤマザキデイリーストア

(エ) 一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しない。

5 特例措置の実施

身体の機能に障害のある方は、障害の状況により必要な措置を講じることがあるので、受験の申込みに先立って必ず一般財団法人行政書士試験研究センターまで申し出ること（特例措置の手続については、試験案内に掲載する。）。

6 合格発表の日時及び発表方法

(1) 合格発表日時

令和7年1月29日（水）午前9時

(2) 合格発表の方法

一般財団法人行政書士試験研究センター事務所の掲示板に合格者の受験番号を公示するとともに、受験者全員に合否通知書を郵送する。

また、同センターのホームページにも合格者の受験番号を掲載する。

7 問合せ先

一般財団法人行政書士試験研究センター

郵便番号 102-0082

所在地 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館3階

電話番号 03-3263-7700